



## 多子世帯の保育料が軽減されます

— 香美市多子世帯保育料軽減事業 —



香美市では、多子世帯の子育ての経済的負担を軽減することを目的に、保育園や幼稚園、届出認可外施設へ通園する児童の保護者に対し、保育料を軽減する事業を平成21年10月から実施します。

**対象** 満18歳に満たない児童が3人以上いる世帯で、第3子以降の児童のうち3歳未満（申請年度4月1日時点）の児童の保育料。

**軽減額** 保育園は無料に。認可外施設は5万円が上限。幼稚園は就園奨励費補助金を超える額で2万5千円が上限。

**申請書** 通園する施設または教育委員会幼保支援課で配布しています。

【問い合わせ先】 幼保支援課 ☎53-1088



## 市県民税の公的年金からの特別徴収が始まります

平成21年10月以降に支払われる年金から公的年金等に係る市県民税特別徴収（天引き）が始まります。この制度は、市県民税の支払い方法を変更するものであり、これにより新たな税負担が生じるものではありません。

**対象者** 対象者には、6月に市県民税納税通知書を送付しています。市県民税が課税される方で、年金からの特別徴収の対象でない方には、普通徴収（口座振替・窓口納付）の納付書を送付しています。

### 特別徴収される時期と金額

10月以降に特別徴収される時期および市県民税の金額は、表のとおりです。対象の税額は、6月に通知の市県民税納税通知書でご確認ください。新たに特別徴収の対象となった場合は表1と同様です。

表1) 平成22年2月までの徴収時期と金額

普通徴収 (上半期)		特別徴収 (下半期)		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

表2) 平成22年以降の徴収時期と金額

仮徴収 (上半期)			本徴収 (下半期)		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の2月に特別徴収した額	前年度の2月に特別徴収した額	前年度の2月に特別徴収した額	年税額から仮徴収額を控除した金額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した金額の1/3	年税額から仮徴収額を控除した金額の1/3

年度の途中で、公的年金に係る市県民税額が変更になったり、転出するなどの変更があったときは、特別徴収が中止となり、残りの税額が普通徴収に切り替わる場合があります。このような場合は、普通徴収の納付書を送付します。

特別徴収の対象者・特別徴収される税額・新たに徴収される時期の詳細については、平成21年1月号に掲載しています。

【問い合わせ先】 税務課 ☎53-3116

**家具転倒予防金具等取付** 家具の転倒予防金具等の取り付け事業を実施します。

**【対象世帯】**

- ① 満65歳以上の高齢者のみで構成される世帯
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯
- ③ 要支援、要介護認定を受けた者が属する世帯
- ④ 母子世帯

**【募集戸数】** 50戸

**【費用】** 取り付け作業（1世帯5台まで）に係る費用は市が負担し、転倒予防金具等は個人負担になります。

**【問い合わせ先】** 防災対策課 ☎53-1061

**要介護認定の調査方法が一部見直されます**

平成21年4月に、要介護認定の見直しが行われた（4月号20ページ参照）が、今回さらに認定調査の方法が見直されることとなりました。

認定調査の際に日頃の状況をより重視することや一

部の調査項目の判断基準が見直されたことから、今後、これまでよりも詳しく日頃の状況についてお伺いする場合があります。

**（注）** 要介護認定の仕組みそのものが変わるわけではありません。

この新たな方法は、10月1日以降に申請された方から適用されます。

**【問い合わせ先】** 保険課介護保険係 ☎53-3118

**都市計画の変更 (公共下水道)**

都市計画の変更（公共下水道）案の縦覧、説明会および公聴会を開催します。

**■縦覧**

**【期間】** 10月5日（月）～19日（月）

**【場所】** 香美市役所西庁舎1階 下水道課

**■説明会**

**【日時】** 10月14日（水）19時～

**【場所】** 香美市役所西庁舎3階会議室

**■公聴会**

**【日時】** 10月28日（水）14時～16時

**【場所】** 香美市役所西庁舎3階会議室

※公聴会に出席して意見を述べられる方は、10月19日（月）までに下水道課にある公述申込書に記載のうえ、提出してください。なお、公聴会で公述を希望される方がいない場合には、公聴会は開催いたしません。

**【問い合わせ先】** 下水道課 ☎53-3110

**まちづくり交付金事後評価原案の公表について**

現在、泰山公園周辺で行われている「まちづくり交付金事業 駅北地区」整備が最終年度を迎えています。これらの事業の事後評価をまとめた原案を次とおり公表します。

**【閲覧期間】**

**■窓口(西庁舎2階)**

10月9日（金）～26日（月）8時30分～12時・13時～17時30分 土日祝日除く

**■ホームページ**

10月9日（金）～26日（月）

**【問い合わせ先】** 建設部計課 ☎53-3119

## 年金日より 国民年金保険料の免除制度の改正について

国民年金法の法律改正（平成21年6月26日改正）により、平成21年4月にさかのぼって、基礎年金にかかる国庫負担割合が3分の1から2分の1になりました。平成21年7月号でお知らせした内容から次のとおり、変更になっています。

■平成21年4月まで

納付種別	納付金額	年金金額	
全額納付	14,660円	全額	
一部納付	4分の3	11,000円	6分の5
	2分の1	7,330円	6分の4
	4分の1	3,670円	6分の3
全額免除	0円	3分の1	
退職(失業)特例免除	0円	3分の1	
若年者納付猶予	0円	反映なし	
未納	0円	反映なし	

法改正

■平成21年4月から

納付種別	納付金額	年金金額	
全額納付	14,660円	全額	
一部納付	4分の3	11,000円	8分の7
	2分の1	7,330円	4分の3
	4分の1	3,670円	8分の5
全額免除	0円	2分の1	
退職(失業)特例免除	0円	2分の1	
若年者納付猶予	0円	反映なし	
未納	0円	反映なし	

### 一部免除の承認を受けた方へ

一部免除の期間、2年以内に納めなければ、年金を受け取れなくなることがあります。免除承認後、残りの保険料の納付書が届きますので、必ず納付してください。

【問い合わせ先】 保険課医療年金係 ☎53-3115・南国社会保険事務所 ☎088-864-1111